

今号の主な内容

- 2面 平成30年度国民健康保険料の料率など決定
- 3面 自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成
- 4面 MR(麻しん風しん混合)予防接種のご案内
- 5~7面 情報コーナー(施設/講座・催し物/スポーツ/税/その他)

区のおしらせ



中央

4/21

HP <http://www.city.chuo.lg.jp/> スマートフォンサイト <http://www.city.chuo.lg.jp/smph/>

親子で親しむ 浜離宮

1年を通じて季節ごとの花が咲き、緑あふれる浜離宮恩賜庭園で自然に親しみ、親子でゆつくりとした時間を満喫してみませんか。



無料入園期間および開園時間

5月7日(月)~平成31年3月31日(日)
午前9時~午後5時

大手門口、中の御門口の利用時間

午前9時~午後5時(入園は午後4時30分まで)

対象

区内在住の0歳から中学生までの子どもがいる家庭

入園料

子ども1人につき保護者(同伴者)2人まで無料

◎水上バスで来場の場合は、有料です。

利用方法

乳幼児医療証または子ども医療証を庭園窓口で掲示する。

交通案内

・東京メトロ日比谷線、都営浅草線「東銀座

駅」から徒歩14分

・都営大江戸線「築地市場駅」から徒歩7分

庭園ご利用のお願い

- ・遊具(ボール、なわとびなど)を使用して遊ぶことはできません。
- ・休憩などで、敷物を利用する場合は、内堀広場・野外卓広場をご利用ください。

☎子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

凡例 問い合わせ(申込)先 HPホームページアドレス Eメールアドレス

区公式 SNSなど



浜離宮 花と緑の集い 5月6日(日)まで

区民の皆さんに「浜離宮恩賜庭園」の素晴らしさを知っていただくため、無料で入園できる期間を設けています。

無料入園期間および開園時間

5月6日(日)まで
午前9時~午後5時(入園は午後4時30分まで)

◎期間中に園内で整備工事が行われる場合があります。

開園時間の延長

下記の期間中は開園時間を午後6時まで延長します。

・4月28日(土)~5月6日(日)

◎延長期間中は、大手門口と中の御門口で最終入園時間

が異なります。詳しくは、浜離宮恩賜庭園サービスセンターへお問い合わせください。

対象

区内在住者

入園料

無料

◎水上バスで来園した場合は有料です。

利用方法

当日は、入園整理券(コピーでも可)に所定事項をご記入の上、庭園窓口にご提出ください。

総務課総務係

☎(3546)5234

・所在地・園内について
浜離宮庭園1-1
浜離宮恩賜庭園サービスセンター

☎(3541)0200

入園整理券

下記の入園整理券(コピーでも可)を1枚ずつ切り取り、ご記入の上庭園窓口にご提出ください。なお、障害のある方(付き添いの方1人)、中学生以下の方はこの券がなくても無料で入園できます。

平成30年度中央区浜離宮花と緑の集い用入園整理券

※利用条件

①利用期間: 5月6日まで

②対象者: 中央区内在住者のみ

③本券1枚で1人の方のみ

④この券を持参しなかった場合および下記の事項を記入していない場合は通常料金となります。

氏名: _____

住所: 中央区 _____

年齢区分(いずれかに○)
一般・65歳以上

平成30年度中央区浜離宮花と緑の集い用入園整理券

※利用条件

①利用期間: 5月6日まで

②対象者: 中央区内在住者のみ

③本券1枚で1人の方のみ

④この券を持参しなかった場合および下記の事項を記入していない場合は通常料金となります。

氏名: _____

住所: 中央区 _____

年齢区分(いずれかに○)
一般・65歳以上

平成30年度中央区浜離宮花と緑の集い用入園整理券

※利用条件

①利用期間: 5月6日まで

②対象者: 中央区内在住者のみ

③本券1枚で1人の方のみ

④この券を持参しなかった場合および下記の事項を記入していない場合は通常料金となります。

氏名: _____

住所: 中央区 _____

年齢区分(いずれかに○)
一般・65歳以上

人口と世帯 4月1日現在(前年同期)

人	□ 住民基本台帳	159,075	(152,174)
		(うち外国人 7,187)	(6,459)
男		75,650	(72,600)
		(うち外国人 3,577)	(3,270)
女		83,425	(79,574)
		(うち外国人 3,610)	(3,189)
世帯		90,366	(86,824)
昼間人口	(平成27年国勢調査)	608,603	



リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成30年度国民健康保険料の料率など決定

平成30年度国民健康保険料の納入通知書は6月中旬に全加入世帯へ郵送します。

保険料は、確定した平成29年中の所得をもとに計算します(詳しくは別表1のとおり)。

均等割額軽減制度

世帯の所得が一定以下の場合、保険料の均等割額が軽減されます(別表2のとおり)。

所得申告

一定の所得以下の世帯では、保険料が減額になる場合もありますので、世帯の中で平成29年中の所得の申告をしていない方がいる場合は、収入の有無にかかわらず、お早めに所得の申告をしてください。

保険年金課資格係

☎(3546)5362

別表2 以下に該当する場合、保険料の均等割額が軽減になります。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
世帯主と加入者全員の平成29年中の総所得金額等の合計が330,000円以下	7割
世帯主と加入者全員の平成29年中の総所得金額等の合計が330,000円+(275,000円×加入者数)以下	5割
世帯主と加入者全員の平成29年中の総所得金額等の合計が330,000円+(500,000円×加入者数)以下	2割

◎総所得金額等の合計に事業専従者控除、譲渡所得の特別控除がある場合は、軽減判定額算出の際に必要な経費として参入または控除を行いません。また、平成30年1月1日時点で65歳以上の方の公的年金所得については、その所得からさらに150,000円(高齢者特別控除額)を控除した額で軽減判定を行います。

◎加入者には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方を含みます。

◎軽減判定は、平成30年4月1日(平成30年4月2日以降に新規加入した世帯は、資格取得日)時点の世帯状況により行います。

別表1

基礎分保険料(加入者全員が納める保険料)

均等割額	1人当たり 39,000円 × 加入者数	+ 限度額は世帯で 580,000円
所得割額	加入者全員の賦課のもととなる所得金額 × 0.0732	

後期高齢者支援金分保険料(加入者全員が納める保険料)

均等割額	1人当たり 12,000円 × 加入者数	+ 限度額は世帯で 190,000円
所得割額	加入者全員の賦課のもととなる所得金額 × 0.0222	

介護分保険料(40~64歳の方が納める保険料)

均等割額	1人当たり15,600円×第2号被保険者数※	+ 限度額は世帯で 160,000円
所得割額	第2号被保険者全員の賦課のもととなる所得金額 × 0.0106	

※第2号被保険者 40~64歳の方

なお、65歳以上の方の介護保険料は、国民健康保険料とは別に納めていただきます。

◎賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除330,000円を控除した額(雑損失の繰越控除は適用しません)の事です。

合計額が1年間の保険料

平成30年度後期高齢者医療保険料の料率など決定

平成30年度後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月中旬に全被保険者へ郵送します。

保険料は、確定した平成29年中の所得をもとに計算します(別図のとおり)。

保険年金課資格係

☎(3546)5362

別図

保険料の決め方

保険料は被保険者一人一人にかかります。保険料額は、被保険者一人一人が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額 被保険者1人当たり 43,300円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額※× 所得割率8.80%	=	保険料額(年額) 100円未満切り捨て (限度額620,000円)
------------------------------	---	-------------------------------------	---	---

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額330,000円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)の事です。

保険料の軽減特例

医療費の増大が見込まれる中、健康保険制度を維持していくために、所得が一定基準以下の方々に対し行っている保険料の軽減割合の一部が見直されました。

均等割額の軽減	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。	330,000円以下で被保険者全員が年金収入800,000円以下で、かつ、その他の所得がない	9割
	330,000円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
	330,000円+(275,000円×被保険者の数)以下	5割
	330,000円+(500,000円×被保険者の数)以下	2割

◎総所得金額等の合計に事業専従者控除、譲渡所得の特別控除がある場合は、軽減判定額算出の際に必要な経費として参入または控除を行いません。また、平成30年1月1日時点で65歳以上の方の公的年金所得については、その所得からさらに150,000円(高齢者特別控除額)を控除した額で軽減判定を行います。

◎世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減判定の対象となります。

◎軽減判定は、平成30年4月1日(平成30年4月2日以降に制度の対象となった方は、資格取得日)時点の世帯状況により行います。

被扶養者だった方の均等割額の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった方の均等割額は、7割軽減から5割軽減に見直されます。

所得割額の軽減	賦課のもととなる所得金額	軽減割合	
		平成29年度	平成30年度
被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。	① 150,000円以下	70%	50%
	② 200,000円以下	45%	25%
	③ 580,000円以下	20%	廃止

◎①②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

凡例
お問い合わせ(申込)先
HP
ホームページアドレス
Eメール
メールアドレス

自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成

区では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、自然エネルギー機器や省エネルギー機器などの普及を進めています。◎機器などの設置工事前に申請してください。



対象
区民、マンション管理組合、中小企業者など

対象建物
区内の住宅・共同住宅および事業所

助成内容
別表1のとおり
◎詳しくは、区のホームページをご覧ください。

環境推進課温暖化対策推進係
☎(3546)5628

別表1

対象機器	建築物	対象	一般助成		上乗せ助成 (中央エコアクトの認証を受けている場合)	
			助成単位	限度額	助成単位	限度額
太陽光発電システム	住宅	居住者	出力1kW当たり 100,000円	350,000円	出力1kW当たり 150,000円	420,000円
	共同住宅 (共用部)	管理組合、 共同住宅所有者		1,000,000円	—	—
	事業所	中小企業者など			出力1kW当たり 150,000円	1,200,000円
ソーラーシステム	住宅	居住者	集熱器面積1m ² 当たり16,500円	150,000円	集熱器面積1m ² 当たり25,000円	180,000円
ガスエンジン給湯器 (エコウィル)				導入費の35%	180,000円	
家庭用燃料電池システム (エネファーム)					650,000円	780,000円
高反射率塗料など (屋上用高反射率塗料、窓用日射調整 フィルム、窓用コーティング材)					100,000円	120,000円
LEDランプ・LED誘導灯器具	共同住宅 (共用部)	管理組合、 共同住宅所有者	導入費の20%	700,000円	—	—
事業所用省エネルギー機器 (エアコンディショナー、LEDランプ・ LED誘導灯器具、高反射率塗料など)	事業所	中小企業者など		400,000円	—	—
				200,000円	導入費の50%	500,000円

環境経営認証の取得にかかる費用助成

環境に配慮した経営の促進を図り、事業活動から生じる環境負荷を削減するため、次の認証を対象に助成します。

- ・エコアクション21
- ・エコステージ
- ・ISO14001
- ・グリーンプリンティング
- ・グリーン経営認証

対象
平成30年4月1日以降、新たに環境経営認証を取得した区内に事業所を有する中小企業者など

助成額
環境経営認証を新規に取得するために要した経費の2分の1
環境推進課温暖化対策推進係
☎(3546)5628

集団回収のご案内

集団回収とは、家庭から出る資源(新聞・缶など)を持ち寄り、直接、回収業者へ引き渡すリサイクル活動です。

- 利点**
- ・回収品目・日時・場所などを設定し、活動できます。
 - ・地域の方々が一体となって取り組むことで、コミュニティーの場が生まれます。
 - ・助成金(回収量1kgにつき7円・半期ごとに1万2千円)を活用し

- て地域活動の充実が図れます。
- 開始手順**
- ①町会・自治会、婦人会、PTAまたは10世帯以上の区民の方で団体をつくりま。
 - ②回収品目など活動内容を、区に相談します。
 - ③回収品目・日時などを決め、資源回収業者と契約します。
 - ④区に団体登録を申請します。
 - ⑤区から登録証の交付を受けて、活動を開始します。
- 環境推進課清掃事業係
☎(3562)1523

東京都シルバーパスのご案内(4~9月新規購入者)

満70歳以上の都民の方は、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、都電、都内民営バスなどが利用できる「東京都シルバーパス」を購入できます。有効期間は発行日から9月30日(日)までです。

購入方法
満70歳になる月の初日から、最寄りのシルバーパス発行窓口(別表2参照)で手続きができます。

費用・提示の必要なもの
別表3のとおり
☎(一社)東京バス協会シルバーパス専用電話
☎(5308)6950
(土・日曜日、祝日を除く、午前9時~午後5時)
都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課振興担当
☎(5320)4177

別表2

発行窓口	住所・電話番号	取扱時間
「馬喰横山駅」都営地下鉄定期券発売所	日本橋横山町4-13 都営新宿線駅構内 (3661)4562	月~金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後8時
「日本橋駅」都営地下鉄定期券発売所	日本橋1-13-1 都営浅草線駅構内 ☎(3278)9585	年中無休(年末年始を除く) 午前9時~午後8時
「新橋駅」都営地下鉄定期券発売所	港区新橋2-21-1 都営浅草線駅構内 ☎(3574)9898	年中無休(年末年始を除く) 午前9時~午後8時
「門前仲町駅」都営地下鉄定期券発売所	江東区門前仲町2-5-2 都営大江戸線駅構内 ☎(5245)3726	月~金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後8時

◎年末年始の営業時間は変更になりますので、それぞれの発行窓口にお問い合わせください。

別表3

区分	合計所得金額	費用	提示の必要なもの
非課税の方	—	1,000円	①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど) ②住民税が非課税であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) ア 平成30年度介護保険料納入通知書兼介護保険料特別徴収開始通知書、または、平成30年度介護保険料納入(変更・中止)通知書兼介護保険料特別徴収(変更・中止)通知書(「保険料段階」欄に「1」~「5」のいずれかの段階が記載されたもの) イ 平成30年度住民税非課税証明書 ウ 平成30年度発行の生活保護受給証明書(「生活扶助」の記載があるもの)
課税の方	125万円以下の方 (経過措置対象者)	10,255円 (10月以降申請の場合20,510円)	①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど) ②平成29年の合計所得金額(※)が125万円以下であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) エ 平成30年度介護保険料納入通知書兼介護保険料特別徴収開始通知書、または、平成30年度介護保険料納入(変更・中止)通知書兼介護保険料特別徴収(変更・中止)通知書(「保険料段階」欄に「6」の段階が記載されたもの。または、「7」の段階が記載されている方のうち合計所得金額が125万円以下と記載されたもの) オ 平成30年度住民税課税証明書
	—		①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)

所得確認書類についての注意事項

- ◎「ア」および「エ」は、6月中旬以降に区から送付されます。
- 再発行はできませんので、お手元にない方は「イ」および「オ」をご用意ください。区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で6月中旬の交付予定です(無料)。
- なお、所得の申告をしていない方は区役所2階税務課で申告の手続きが必要です。
- ◎原則30年度の書類が必要ですが、住民税などの賦課決定が行われるまでの期間(4~6月中旬)は、前年度の書類で代用できます。
- (※)長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額を用います。
- 必要書類が異なる場合がありますので、(一社)東京バス協会シルバーパス専用電話までお問い合わせください。

凡例
お問い合わせ(申込)先
HP ホームページアドレス
Eメールアドレス

MR(麻しん風しん混合) 予防接種のご案内



MR 定期予防接種

麻しん、風しんは感染力の強い病気ですが、2回の接種を受けることで感染予防が期待できます。

1回の接種では十分な免疫ができなかったり、一度免疫ができていても長期間経過すると効果が低下することが分かっています。

対象

- ・MR 1期
満1歳以上2歳未満
- ・MR 2期
平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ(小学校就学の前年度)の方

予診票などの送付時期

- ・MR 1期
生後11カ月に達する月の上旬
- ・MR 2期
3月末に送付済み

対象ワクチン

原則、MRワクチン

接種方法

MR 予診票に必要事項を記入の上、指定医療機関で無料で接種を受けられます。お手元に予診票のある方は、なるべく6月までに接種してください。

◎予診票がお手元にない方や、転入された方で、MRの予防接種を受けていない方は中央区保健所、日

本橋・月島保健センターで手続きを行いますので、母子健康手帳を持参してください。

麻しん任意予防接種

麻しん排除や感染拡大予防のため、区が費用助成を行っています。

対象

- ・満2歳から2期対象前の方で麻しん未罹患でMR 1期を未接種の方
- ・小学校1年生～高校3年生相当の年齢の方で麻しん未罹患で2回の麻しん予防接種をしていない方
- ・平成2年4月2日～平成12年4月1日生まれの方で麻しん未罹患で2回の麻しん予防接種をしていない方

対象ワクチン

原則、MRワクチン

接種方法など

任意MR 予診票に必要事項を記入の上、区内の指定医療機関で無料で接種を受けられます。

中央区保健所、日本橋・月島保健センターで予診票の発行を行いますので母子健康手帳を持参してください。ただし、免疫の効果から年度内に2度の公費接種はできませんのでご了承ください。

☎中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

「かんたん予防接種スケジュール」 「あのねママメール」のご案内

妊娠期から出産後のママや赤ちゃんの健康などの情報配信サービスを行っています。

かんたん予防接種スケジュール

お子さんに合わせた予防接種のスケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせします。予定日に接種できない場合も自動でその後のスケジュールを調整します。その他、感染症情報などを配信します。

あのねママメール

妊婦さんから3歳までのお子さんをお持ちのママに対して、妊娠週数や乳児の月齢に応じたママの体のこと、赤ちゃんの成長の様子、子育てアドバイス、区の母子事業情報などを配信します。

◎これからパパになる方は、妊娠期のママの体のこと、胎児の成長の様子などを配信する「あのねパパメール」(「あのねママメール」から登録できます)をご利用ください。

共通

登録方法

両サービスとも、ポータル画面から登録できます(右記QRコードを

読み取ると登録画面にアクセスできます)。

ポータル画面「母と子の健康モバイルサイト」のメニューで利用サービスを選択してください。

費用

登録・利用は無料(通信費は自己負担)

☎中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

HP母と子の健康モバイルサイト

http://chuo.city-hc.jp



ポータル画面イメージ

里帰り先などで接種した 予防接種費用の助成

里帰り出産などの理由により、子どもの定期予防接種を自費で受けた方に対して、接種費用の全額または一部を助成します。

対象

接種時に中央区に住所を有し、里帰り出産などの理由により、東京23区外で子どもの定期予防接種を受けた方

対象となる予防接種

予防接種法に基づく子どもの定期予防接種

ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、水痘(水ぼうそう)、日本脳炎、子宮頸がん

助成方法

費用助成を受けるには、接種前に「予防接種実施依頼書」の交付を受ける必要がありますので、中央区保健所、日本橋・月島保健センターで手続きをしてください。

自費で予防接種を受けた後、1年以内に中央区保健所、日本橋・月島保健センターで費用助成の手続きをしてください。

助成額

実際に支払った額または区が定める上限額のどちらか少ない金額 ◎詳しくは区のホームページをご覧ください。

☎中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

よい歯のすこやか家族表彰 (予備審査)

日時

5月7日(月)～14日(月)

会場

区内の協力歯科医療機関

対象

平成26年4月から平成27年3月までの間に生まれた子どもとその同居の家族



内容

歯の健康づくりに努力されているお子さんとご家族のお口の状態を審査し、優良なご家族を表彰します。さらに優秀なご家族には、都が実施する表彰に推薦します。

◎医療機関に必ず予約の上、審査をお受けください。

☎日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

☎月島保健センター健康係

☎(5560)0765

若年期からの生活習慣病予防事業

30・35(サンマル・サンGO!) 健康チェック

生涯にわたり健康な生活を送るため、30歳と35歳の方を対象として、生活習慣病予防の健康教育と健康診断を併せて行う「30・35健康チェック」を実施しています。対象の方には、個別に通知を送付します。

ママの健康チェック

産後の母親の健康維持やご家族の別表1

健康づくりのため、1歳未満のお子さんを持つ母親を対象に、健康教育と健康診断を併せて行う「ママの健康チェック」を実施しています。

共通

日時など

別表1のとおり ◎詳しくはお問い合わせください。 ☎中央区保健所健康推進課予防係 ☎(3541)5930

	30・35健康チェック (サンマル・サンGO!健康チェック)	ママの健康チェック
実施日	5月29日(火)、6月22日(金)、7月27日(金)、9月28日(金)、10月30日(火)、11月30日(金)、平成31年1月29日(火)、2月22日(金)、3月22日(金) ◎30・35健康チェックは対象により実施時期が異なります。	
受付時間	①午前8時45分 ②午前9時 ③午前9時15分 ◎所要時間は2時間30分程度	①午後1時15分 ②午後1時30分 ③午後1時45分 ◎所要時間は2時間30分程度
会場	中央区保健所	
対象	別表2のとおり	生後4カ月から1歳未満のお子さんの母親(1年以内に健診を受けた方を除く)
内容	健康教育(食生活、お口の健康、心の健康、運動の実技) 問診・測定など(身長、体重、腹囲、血圧、骨密度) 血液検査、尿検査	健康教育(食生活、お口の健康、更年期、運動の実技)
定員	45人(先着順)	35人(先着順)
託児	保育付(定員あり・予約制)	検査時のみ保育付(予約制)
費用	無料	1,000円
申し込み方法	電話で申し込む。 ◎「前期」は4月24日(火)から予約の受け付けを開始します。	

別表2

	通知時期	35歳の対象者	30歳の対象者	実施時期
前期	4月中旬	昭和57年4月1日～7月31日生	昭和62年4月1日～7月31日生	5～7月の実施日
中期	8月中旬	昭和57年8月1日～11月30日生	昭和62年8月1日～11月30日生	9～11月の実施日
後期	12月中旬	昭和57年12月1日～昭和58年3月31日生	昭和62年12月1日～昭和63年3月31日生	平成31年1～3月の実施日

情報コーナー

遊ぶ 知る

学ぶ

記入例(はがき・ファクス)



1人1枚
限り

往復はがきの場合は
返信用の宛名に〒・
住所・氏名を記入

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

◎**間に〒・住所が記載されていない場合の宛先は**
〒104-8404
築地1-1-1中央区役所
○○課○○係(間の宛名)
◎「電子申請も可」と記載されているものは
区のホームページの電子申請から申し込みも可能

施設

**8月分ヴィラ本栖・伊豆高原荘
申し込み**

施設名	ヴィラ本栖	伊豆高原荘
在住者優先 申し込み	専用はがき(区内在住者優先利用申込書) 5月14日(月)各施設必着 保養施設予約システム 5月1日(火)午前7時~14日(月)午後11時 抽選日 5月16日(水)	
空室申し込み (どなたでも 申し込みます)	保養施設予約システムによる申し込み フロントへの電話による申し込み 5月20日(日)午前0時~ 5月20日(日)午前10時~ ☎ヴィラ本栖フロント ☎0120-162312 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0555(87)2711	☎伊豆高原荘フロント ☎0120-151307 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0557(53)1163

- ◎保養施設予約システムは、区のホームページや、区役所に設置してある利用者端末をご利用ください。
- ◎伊豆高原荘をご利用の際に禁煙室を希望される方、高齢者や身体に障害のある方で2階の部屋を希望される方は、施設に直接ご連絡ください。
- ◎伊豆高原荘では、伊豆高原駅から施設までどなたでもご利用できる送迎バスを運行しています。
- ◎区内4カ所からヴィラ本栖まで乗り換えなしで行ける便利な直通バスを運行しています。
- ◎利用者の人数に応じて、バスはジャンボハイヤーに変更する場合があります。
- ◎施設のご利用について詳しくは、区役所・区民センター・区民館などに置いてあるパンフレットをご覧ください。

☎区民部地域振興課区民施設係 ☎(3546)5622

女性センターの臨時休館

5月7日(月)は、施設の保守点検のため休館します。
☎総務課女性施策推進係
☎(5543)0651

講座・催し物

**女性センター「ブーケ21」
女性のための再就職支援事業
~夏コース~**

キャリア講座

[日時など]別表1のとおり
☎自分に合う働き方を探す女性を応援する講座です。スキルアップと自己変革を目指しましょう。

適職発見法、応募書類や面接で自己PRする方法、初めての職場で人間関係をスムーズにするスキルとマナーなどを学ぶキャリア講座の他、パソコンスキルの習得のための講座もあります。

[講師] キャリアコンサルタント
栗原知女 他

☎講座開催の前日までに電話またはファクスに①・②(5面記入例参照)③電話番号④年齢⑤託児を希望する方はお子さんの氏名・年齢



別表1

	日時	テーマ	定員
第1回	5月17日(木)	A.午前9時30分~10時55分	30人
		B.午前11時5分~12時30分	
第2回	6月7日(木)	A.午前9時30分~10時55分	30人
		B.午前11時5分~12時30分	
第3回	7月12日(木)	午前10時~午後3時	20人

- ◎第1回・第2回は、A、Bどちらか一方のみの参加も可能です。
- ◎第3回は、昼休憩を1時間挟みます。

と住所を記入して申し込み(電子申請も可)。

キャリア相談

[日時など]別表2のとおり
☎一人一人の状況に応じた個別の相談を行います。
☎前日までに電話で申し込み。

共通

☎場女性センター「ブーケ21」
◎キャリア講座の第3回のみハイテクセンター(京華スクエア内)
☎離職した方で、再就職を希望する女性
◎キャリア相談は、男性も申し込みます。

費無料

[託児] 生後3カ月以上の未就学のお子さんをお預かりします(1週間前までに申し込み。定員あり)。

☎総務課女性施策推進係
☎(5543)0651
FAX(5543)0652

別表2

	日時	定員
5月17日(木)、 6月7日(木)	A.午後1時 B.午後1時30分	各2人 Aは託児優先
5月31日(木)、 7月5日(木)	A.午前9時30分	各1人 B・Cは託児優先
	B.午前10時	
	C.午前10時30分	
	D.午前11時	
7月19日(木)	A.午後6時30分	各1人 A・Bは託児優先
	B.午後7時	
	C.午後7時30分	
	D.午後8時	

◎5月17日(木)、6月7日(木)はキャリア講座後に開催します。

社会教育会館講座

[日時など] 別表3のとおり
☎各講座の申込期限までに電話または講座開催館窓口で直接申し込み。
☎築地社会教育会館 ☎(3542)4801
☎月島社会教育会館 ☎(3531)6367

別表3

開催館	日時	対象・定員	内容	費用	申込期限
築地	6月16日(土) 午前10時30分 ~午後1時30分	18歳以上 15人 (申し込み多数の場合は抽選)	魚の達人 ~その2・鯖の三枚おろしを完璧マスター~	3,500円 (保険料含む)	5月12日(土)
月島	5月11日(金) 午前10時30分 ~午後1時30分	18歳以上 16人 (申し込み多数の場合は抽選)	ときめきのお弁当 ~おいしさ変わる詰めかた術~ ◎講座内では3品ほどを実際に作り、他は講師が作ったものを召し上がっていただきます。 [メニュー] 変わりパッカンおにぎり4種・ふわふわミートローフ・自家製なめたけ・なめたけ入り卵焼き・出汁野菜・みたらし味噌団子	3,500円 (保険料含む)	4月27日(金)
	5月13日・20日、 6月17日・24日、 7月8日・9日 ・16日・10月7日 ・21日・11月4日 の日曜日 計10回 午前10時 ~正午	区内在住・在学の 小学校4年生 ~中学校3年生 30人 (申し込み多数の場合は抽選)	めざせ!キッズパフォーマー ~ダンス・歌・早口言葉などパフォーマンスを通してお子さんの表現力アップを目指します~	2,000円 (保険料含む)	5月5日(祝)

- ◎抽選の結果は、申込期限以降7日以内に申込者全員にお知らせします。
- ◎費用は教材費・材料費込みです。

離乳食講習会



クラス名	スタートクラス (1~2回食)	ステップアップクラス (3回食~完了)
日時	5月17日(木) 午後1時30分~3時15分	5月22日(火) 5月24日(木)
会場(※1)	中央区保健所 2階大会議室	月島保健センター 多目的室 日本橋保健センター 5階料理講習室
対象(※2)	平成29年11・12月生まれの乳児の保護者	
内容	・離乳食の進め方・離乳食の実演と試食(試食は保護者のみ)	
定員(※3)	各22人	20人
費用	無料 申し込み多数の場合は抽選	
申し込み方法	4月23日(月)から25日(水)までに電話で申し込み(受け付けは平日のみ、電子申請も可)。	
問い合わせ(申込)先	中央区保健所 健康推進課予防係 ☎(3541)5930	月島保健センター 健康係 ☎(5560)0765 日本橋保健センター 健康係 ☎(3661)5071

- (※1)各クラスいずれかの会場を選び、お申し込みください(重複申し込み不可)。
- (※2)対象は、区内在住で各クラスの誕生日に該当する第1子の保護者です。
- (※3)定員に満たない場合は、申込受付期間後も前日まで受け付けます。

**タイムドーム明石プラネタリウム
こどもの日特別投影**

☎5月5日(祝)
☎場タイムドーム明石プラネタリウム
ホール・エントランス
☎こどもの日に合わせて、プラネタリウム番組を無料で投影します(別表4のとおり)。また、プラネタリウムエントランスでは、「いん石にさわってみよう!」を実施します。
◎毎月第1土曜日に開催している
別表4

「親子でプラネタリウム」は12日(土)に開催します。
☎各回86人(先着順)
☎無料
◎当日、直接会場へお越しください。
◎全ての回の整理券を当日午前10時から6階受け付けで配布します。
☎郷土天文館「タイムドーム明石」
☎(3546)5537

投影時刻	投影内容
午前11時	まくまくんの星空大冒険・春
正午	リーベルタース天文台だより・春(ドームバージョン)
午後1時	春の星空(映像・字幕つき)+宇宙のこどもたち
午後2時	From Earth to the Universe
午後3時	ドラえもん 宇宙ふしぎ大探検2~太陽系のひみつ~
午後4時	春の星空(映像)+アースシンフォニー

- ◎初めてのおさんも入場しやすいよう、特別に入口扉を開けたまま投影しますので、途中退場が可能です。ただし、投影時刻を過ぎると入場できませんのでご注意ください。
- ◎各回とも投影時間は30分程度です。

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

凡例 日日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

子育て中のイライラをコントロールしよう

日 5月25日(金) 午前10時~11時30分
場 子ども家庭支援センター「きらら中央」地域活動室

対 区内在住で1歳~未就学のお子さんの保護者

内 子育て中のストレスをためない方法やイライラをコントロールするコツをご紹介します。

講 講師]UKRCP英国認定カウンセラー 前田節子

定 12人程度(申し込み多数の場合は抽選)

費 無料

申 4月23日(月)から5月10日(木)までに電話またはきらら中央窓口で直接申し込み(電子申請も可)。

託 託児]1歳~未就学のお子さんをお預かりします。希望する方は、参加申し込みの際に一緒にお申し込みください。(1歳未満のおさんは一時預かり保育などをご利用ください。)

問 子ども家庭支援センター「きらら中央」
☎(3534)2103

親族向け成年後見申立講座

基礎編

日 5月18日(金) 午後6時30分~8時30分

内 成年後見制度の概要、申し立ての手続き方法、成年後見人の仕事内容などを学びます。

応用編

日 5月25日(金) 午後6時30分~8時30分

内 後見人の業務を行うに当たっての留意点などを学びます。

共通

場 社会福祉協議会3階大会議室
対 区内在住・在勤者

講 講師]第一東京弁護士会所属弁護士 中島雪枝

定 各30人(先着順)

◎どちらか1回のみでも参加できます。

費 無料

申 4月23日(月)から5月14日(月)までに電話またはファクス、Eメールに①~④(5面記入例参照)を記入して申し込む。

問 中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」
☎(3206)0567
FAX(3523)6386

E step@shakyo-chuo-city.jp

福祉センター書道講習会

日 5月17日~6月7日の毎週木曜日 計4回 午後1時30分~3時

場 福祉センター3階会議室

対 区内在住の障害のある方

内 障害のある方の親睦を深めながら、書道を学ぶ。

講 講師]中央区書道連盟理事 白崎蒼汀

定 16人(先着順)

費 無料

申 4月23日(月)から5月7日(月)午後5時までに電話またはファクスに①~⑤(5面記入例参照)⑥送迎バス(リフト付福祉バス)希望の有無を記入して申し込む。

問 福祉センター管理係
☎(3545)9311
FAX(3544)0888

スポーツ

水泳教室(初心者・初級者)

日 6月1日~26日の毎週火・金曜日 計8回 午後6時30分~8時30分

場 日本橋小学校温水プール

対 18歳以上の区内在住・在勤者(高校生を除く)

定 40人(申し込み多数の場合は抽選)

費 500円(指定の水泳帽をお持ちでない方は、帽子代として別途550円が必要)

申 5月7日(必着)までにはがきまたはファクスに①~⑤(5面記入例参照)⑥泳力の程度(何m泳げるか)⑦過去の本教室参加の有無⑧在勤者は勤務先の名称・所在地・電話番号を記入して申し込む。

◎ファクスで申し込む方は送信後、スポーツ課に受信したか確認の電話をしてください。

◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先します。

◎抽選結果は封書でお知らせします。当選した方には、ご案内と教室参加費の納付書を同封します。

問 スポーツ課スポーツ事業係
☎(3546)5531
FAX(3546)9561

第29回 ファミリースポーツデー

日 5月3日(祝) 午前10時~午後3時

場 総合スポーツセンター

内 家族や友達みんなでスポーツを楽しめるよう、総合スポーツセンターを無料で開放します(トレーニングルーム・エアライフル場を除く)。

【対象種目】

体力測定、水泳、ニュースポーツ、卓球、剣道、柔道、合気道、トランポリン、キッズテニス、弓道、アーチェリー、ボッチャ、ゴルフなど

◎指導者が全種目指導に当たります。

◎上履きを必ず持参してください。

◎温水プール参加者は水着・水泳帽を持参してください。

問 総合スポーツセンター
☎(3666)1501

グラウンドゴルフ・ペタンク講習会

日 5月17日(木) 午前10時~正午
場 浜町運動場

対 18歳以上の区内在住・在勤者(高校生を除く)

内 年齢・性別を問わず誰でも楽しめるニュースポーツの講習会

費 無料

◎当日、直接会場へお越しください。

◎雨天の場合は中止です。

問 中央区体育協会事務局
☎(3546)5729

税

携帯電話・スマートフォンによる納税

特別区民税・都民税(普通徴収分)

と軽自動車税をモバイルレジで納税できます。

モバイルレジとは

納付書に印字されたバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラで読み取り、モバイルバンキングを利用して納税できるサービスです。

納税のために外出したり、現金を持ち歩いたりする必要がなくなります。また個人情報や誰にも知られず自分で納めるので、内容を見られることがありません。

モバイルレジを利用するには

利用する金融機関にモバイルバンキングの利用申し込みと初回のみ携帯アプリケーションのダウンロードが必要です。QRコードを携帯電話などで読み取り、モバイルレジホームページからアプリケーションをダウンロードしてください。



モバイルレジで納税するには

モバイルレジで納税できるのは、納付書の表面にバーコードが印刷された1枚の金額が300,000円までの納付書です。

モバイルレジのアプリケーションを起動し、ガイダンスに沿って操作すると金融機関のモバイルバンキング画面へ移動します。

ご利用に当たって

アプリケーションのダウンロードや払込手数料は無料ですが、チケット代などの通信料はご負担ください。

なお、モバイルレジで納税した場合、領収証書は発行されないの、通帳への記帳などをご確認ください。

また軽自動車税納付書に付属した「継続検査用納税証明書」は使用できません。領収証書や「継続検査用納税証明書」が必要な方は、金融機関、コンビニエンスストア、区役所、日本橋・月島特別出張所で納めてください。

なお、モバイルレジについては、8月から、クレジットカードが利用できる予定です。

問 税務課収納係
☎(3546)5276

その他

協働事業の提案を募集

区では、よりきめ細かな行政サービスの提供を図るため、社会貢献活動団体(NPO法人・ボランティア団体など)と区が力を合わせて公共的な課題解決へ取り組む仕組みとして、協働事業を募集します。

【募集期間】 5月15日(火)~7月31日(火)

【募集する事業】 平成31年度(平成31年4月1日~32年3月31日)に実施する、次のいずれかに当てはまる事業

- ①区から課題を提起する事業
・高齢者が健康で安心して暮らせる環境づくり
・地球にやさしいまちづくりの推進
・子どもが輝く子育て・教育のまちづくり
・地域ぐるみの安全・安心まちづくり
- ②提案団体の自由な発想による事業

【提案方法】

「協働ステーション中央」を経由して区へ提案する。

◎提案に当たり、事業構築に向けた支援や団体と区とのコーディネーターなどを「協働ステーション中央」が実施しますので、施設への利用登録が必要になります。

◎提案をお考えの方は、「協働ステーション中央」へご相談ください。

【審査・選定】

学識経験者などで構成する「中央区協働推進会議」が公開プレゼンテーション(9月開催予定)を経て選定します。

◎応募要領について詳しくは、区役所7階地域振興課、日本橋・月島特別出張所、協働ステーション中央で配布している「中央区協働事業提案募集要項」をご覧ください。

問 地域振興課協働推進担当係長

☎(3546)5686
協働ステーション中央

☎(3666)4761

【説明会】

この事業に関する説明会を開催します。

日 5月15日(火) 午後3時30分~4時30分

場 協働ステーション中央会議室

問 電話またはファクスに団体名、人数を記入して申し込む。

問 協働ステーション中央
☎(3666)4761
FAX(3666)4762

少年リーダー養成研修会 高校生スタッフ(ボランティア)募集

【日程など】

- ・実地踏査
6月24日(日) 柏学園
 - ・事前研修
8月4日(土) 築地社会教育会館
 - ・宿泊研修
8月11日(祝)~15日(水) 柏学園
 - ・事後研修
9月1日(土) 築地社会教育会館
- ◎6~7月にスタッフ講習会を実施予定です。

【対原則として、

区内在住・在学または少年リーダー養成研修会経験者で研修会の全日程に出席できる高校生

問 小学校5年生から中学生までを対象に実施する研修会での飯ごう炊さん、スポーツ大会などのプログラム運営補助

定 12人(男女各6人、申し込み多数の場合は区内在住者優先の上、抽選)

日 5月11日(金)までに電話で申し込む(電子申請も可)。

問 文化・生涯学習課青少年係
☎(3546)5304

ゴールデンウィーク期間中のごみ収集

ゴールデンウィーク期間中も平常どおりの曜日に、燃やすごみ・燃やさないごみ、資源およびプラスチック製容器包装の収集を行います。

問 中央清掃事務所作業係
☎(3562)1521

(6) テレビ広報番組「こんにちは 中央区です」(15分番組)は、東京ベイネットワークのケーブルテレビ111チャンネル(毎日AM10:00・PM0:00・PM8:00)、東京ケーブルネットワークのケーブルテレビ111チャンネル(毎日AM9:30・PM0:00・PM7:30)、J:COM東京のケーブルテレビ111チャンネル(毎日PM0:15・PM8:15)で放送しています。

光化学スモッグに注意

光化学スモッグが発生しやすい季節になりました。

光化学スモッグは、自動車や工場などから出る窒素酸化物などが、紫外線を受けて光化学反応を起こし発生します。

このため、日差しが強く風の弱い日などに特に発生しやすく、目がチカチカしたり、喉が痛くなったりすることがあります。このような日には、極力外出を控えるよう注意し、被害を受けたときは、すぐに保健所へ連絡してください。

なお、光化学スモッグ注意報が発令された場合、平日は防災無線(屋外スピーカー)、緊急告知ラジオ、中央エフエム・ラジオシティ、ちゅうおう安全・安心メール、および区のホームページでお知らせします。

環境政策課環境計画調整係

☎(3546)5408

中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

介護保険に関する協議会などの委員募集

区では、おとしより相談センターなどが行う事業の適切な運営、公正性および中立性の確保を目的として「中央区おとしより相談センター及び中央区地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

また地域密着型の介護保険サービスの質の確保や適正な運営、事業者の指定を公正・公平に行うことを目的として「中央区介護保険地域密着型サービス運営委員会」を設置しています。

この協議会と委員会の両方に参加していただける区民の代表の方を募集します。

【応募区分・募集人員】区内在住で次に該当する方

- ・65歳以上の方 1人
・40~64歳で医療保険に加入している方 1人
・介護保険サービスを利用している方またはその家族の方 1人

【任期】3年(6月1日~平成33年5月31日)

【開催回数】年2回開催予定

【開催時間】平日の午後6時30分から2時間程度

【応募方法】5月2日(必着)までに次の書類を郵送または区役所4階介護保険課に持参する。

- ・所定の申込書
・作文 テーマ「私の考える高齢者の介護について」(800字程度)

◎申込書および作文用紙は区役所4階介護保険課で配布します。また、区のホームページからダウンロードすることもできます。

【選考方法】書類選考後、面接を5月

中に行います。

【報酬】委員には、会議出席ごとに、区で定める基準に基づき報酬をお支払いします。

◎詳しくはお問い合わせください。

☎104-8404

中央区築地1-1-1

介護保険課地域支援係

☎(3546)5379

区内共通買物券の取扱店の募集

区では、中小小売店などの顧客の増加や消費の拡大により地域経済の活性化を図るため、10,000円で11,000円分の買物ができる「中央区共通買物券(ハッピー買物券)」を6月に販売します。

区内共通買物券の利用促進のために、多くの取扱店の登録をお願いします。

【申し込み資格】

区内に事業所または店舗がある民間事業者。ただし、次の場合は登録することができません。

- ・店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗
・風俗営業などの規制および業務の適正化などに関する法律第2条に規定する営業を行うもの
・業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの

【利用できないもの】

区内共通買物券は、消費の拡大を図ることを目的とした事業のため、次の取引または商品は対象になりません。

- ・公共料金、税金、振込代金、振込手数料などの支払い
・有価証券、商品券、プリペイドカード、チケット、切手、郵政はがき、回数券、乗車券、航空券、入場券、ごみ処理券などの購入(江戸バス含む)
・たばこ(加熱式などのたばこ含む)の購入
・仕入れのために利用すること

☑申込書に記入して郵送またはファクスで申し込む。

◎申込書は区役所7階商工観光課、日本橋・月島特別出張所および中央区保健所で配布します。また、区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎申し込みは随時受け付けています。

◎5月31日(必着)までに申し込んだ店舗などについては、取扱店一覧表に掲載されます。

◎既に取扱店として登録されている方は、新たな手続きの必要はありません。

☎104-8404

中央区築地1-1-1

商工観光課中小企業振興係

☎(3546)5487

FAX(3546)2097

建物もあなたと同じ健康診断 ~特定建築物などは定期的に調査してください~

私たちが定期的に健康診断を受けるように、建築物も定期的に調査や検査をして、常に健全な状態を保つ必要があります。

建築物の中でも、ホテル、百貨店、病院、事務所、共同住宅などの特定建築物の所有または管理している方には、建築物の状況について調査資格者などに調査を依頼し、結果を行政庁に報告することが義務付けられています。

また、エレベーターなどの昇降機や建築設備、防火設備も同様に検査・報告が義務付けられています。

平成30年度は、別表に掲げる用途、規模の建築物などが報告の対象となりますので、所有または管理されている方は、趣旨を十分ご理解いただき、必ず結果を報告してください。

なお、建築物、建築設備、昇降機および防火設備はそれぞれ報告が必要です。

☑ 建築物について

建築課調査係

☎(3546)5455

・設備・昇降機・防火設備について

建築課設備係

☎(3546)5461

別表

Table with 5 columns: 用途, 用途に供する階または規模, 用途コード, 提出の時期. Rows include 劇場、映画館、演芸場, 観覧場, 旅館、ホテル, etc.

(注意)

- 1 F≧3階、F≧5階、地階もしくはF≧3階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階もしくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
3 共同住宅(高齢者、障害者などの就寝の用に供するものを除く)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
4 高齢者、障害者などの就寝の用に供する用途とは、共同住宅および寄居舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)並びに児童福祉施設など(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これらに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホームおよび障害福祉サービスを行う事業所に限る)をいいます。
5 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室または集会場などの居室に設けられた機械換気設備に限ります。
6 昇降機のうち、一戸建て、長屋または共同住宅などの住戸内に設けられたホームエレベーターなどは報告対象から除かれます。
7 新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。
◎防火設備については、平成30年度までは経過措置があります。詳しくはお問い合わせください。



凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

第20回記念 古典芸能鑑賞会

中央区文化・国際交流振興協会は、歴史と伝統を誇る中央区ならではのさまざまな古典芸能をお楽しみいただける鑑賞会を開催します。

日時 6月23日(土) 午後4時開演(午後3時10分開場)

会場 日本橋公会堂ホール「日本橋劇場」

対象 区内在住・在勤者、関心のある方

内容 木遣り 江戸消防記念会第一区有志

講話「中央区西郷隆盛こぼれ話～西郷どんと龍馬の妻・お龍～」

伊東成郎

演奏 清元「舌出し三番叟」

長唄 清元菊輔社中 鳥羽屋里夕社中

舞踊 荻江「松・竹・梅」

松 花柳壽應 竹 尾上墨雪 梅 橋 芳慧

演奏 荻江露喬社中

舞踊「新ばし夏を舞う」

東京新橋組合

演奏 常磐津「蜘蛛の糸(上)」

常磐津英寿社中

落語「高砂や」 三遊亭兼好

舞踊 長唄「勝三郎 連獅子」

親獅子 尾上菊之丞
仔獅子 花柳壽輔
演奏 杵屋利光社中

囃子 堅田新十郎社中
司会 葛西聖司

鳥羽屋里夕

花柳壽應
常磐津英寿

企画・制作 中央区古典芸能の会

定員 382人(申し込み多数の場合は区内在住・在勤者優先の上、抽選、全席自由席)

費用 2,000円(当日受付で支払う)

◎中学生以下は1,000円

申し込み方法 5月1日(火)から6月1日(必着)までに往復はがき(1人1枚限り)に

①第20回記念古典芸能鑑賞会②氏名・ふりがな③郵便番号・住所④電話番号⑤年齢⑥入場券の希望枚数(1枚または2枚)⑦在勤者は勤務先(名称・所在地・電話番号)を記入して☑へ申し込む。

◎はがき1枚につき、入場券2枚まで申し込みできます。

☑〒104-0041

中央区新富1-13-24

中央区文化・国際交流振興協会

☎(3297)0251



▲昨年の古典芸能鑑賞会 舞踊長唄「鶯宿梅」梅 花柳ツル、鶯 花柳寿々彦、鳥 花柳寿美藏

トピックス



春の名橋「日本橋」まつり

4月8日、明治44(1911)年に架橋された現在の日本橋の誕生を祝うイベント、春の名橋「日本橋」まつりが行われ、地元の老舗・名店などの特産品や名産品が販売されました。また、世界中の希少なクラシックカーが何台も展示された橋上では、100年前にタイムスリップしたかのような雰囲気を味わうことができました。

「子どもの得意スポーツ 発見事業」 参加者募集

区では、運動に関する基礎を培う時期の児童が、身体や体力づくりに関するさまざまな体験を通して、スポーツの楽しさを知り、自身の可能性を見つけることで、スポーツに取り組むきっかけづくりとなる教室を開催します。

この教室では、運動の得意・不得意に関係なく、参加者一人一人の運動能力の開発・向上を目指します。

実施に当たっては、日本体育大学児童スポーツ教育学部の協力の下、体と動きの基礎・基本を学び、運動することの楽しさを体感しながら、スポーツの素晴らしさを知ってもらうとともに、苦手な運動を克服するためのトレーニングも進めていきます。また、児童を対象とした教室に加えて、保護者向けの講演会や、親子で参加できる体験会などを年4回程度開催します。詳しくは、別途お知らせします。

日時 6月6日～平成31年2月27日の毎週水曜日(夏・冬休み、年末年始を除く) 全30回 午後4時～5時

会場 総合スポーツセンター

対象 区内在住・在学の小学3～5年生(30回継続して参加できる児童)

◎今年度から対象学年を拡大しました。

内容 投・走・跳の基礎トレーニング、マット運動、なわとび、ボールゲーム、体と動きの基礎能力テストなど

定員 40人(申し込み多数の場合は抽選)

費用 2,800円(傷害保険料込み)

申し込み方法 5月7日(必着)までに往復はがきに

①「子どもの得意スポーツ発見事業」②氏名③住所④電話番号⑤年齢⑥学校名⑦学年⑧過去の本教室参加の有無を記入して☑へ申し込む。

◎当選者は、区役所6階スポーツ課窓口で手続きがあります。

☑〒104-8404

中央区築地1-1-1

スポーツ課スポーツ事業係

☎(3546)5531

区内の文化財

東京薬事協会所蔵文書

区民有形文化財 歴史資料
日本橋本町三丁目4番18号

商業施設COREDO室町の高層ビルが立つ日本橋室町二丁目には、医薬の祖神(大己貴命・少彦名命)を祀る「薬祖神社」が鎮座しています。無病健康・病氣平癒のご利益があるとされる当神社は、平成28年に東京薬事協会が入るビルの屋上から「福德の森」(日本橋室町二丁目5番)内の新社殿へと遷座しました。境内を囲む玉垣(石製の境界柵)には、寄進者である

製薬会社の刻銘が数多くあり、医薬関係者の篤い信仰を集めていることがわかります。なお、薬祖神社の場所は、享保7年(1722)～元文3年(1738)に和薬種改会所(和薬種の真偽・品質検査機関)が置かれていた伊勢町の一角に当たり、町のすぐ北は薬種問屋が軒を連ねる本町三丁目(概ね現在の日本橋室町二丁目4番・同三丁目3番および日本橋本町二・三丁目の各1番)と隣接していました。

旧本町三丁目を中心とする周辺一帯は、江戸・東京における薬種集散市場として繁栄してきましたが、主に近代の災害(関東大震災や空襲被害)を契機として街区や町割りが変容するとともに、多くの記録・文書類も被災しました。こうした状況の中、東京薬事協会(明治17年(1884)結成の「東京薬種

問屋組合」が嚆矢)では、江戸時代以降の薬種取引に関わる歴史資料の収集・保管を図ってきました。このうち、特に貴重な資料40点(近世文書4点・近代文書36点)が文化財と

なっています。近世文書には、享保10年(1725)の「演説」(薬種問屋会所による取引正常化を図る廻状)や嘉永6年(1853)の「定」(薬種問屋仲間の取り決め7カ条(毒薬・贗薬・疑わしい薬種の売買禁止など)を記した法度書)、嘉永7年の「諸商人御用金之写」(幕府に上納した御用金と商人名を書上げた写し)があります。また、近代文書には、明治期の「東京薬種問屋組合加盟証」や東京府交付「薬種商営業免許鑑札」および内務大臣交



▲東京薬事協会所蔵文書(嘉永6年(1853)「定」)

付「薬舗開業免許写」、大正期の「東京薬種貿易商同業組合信託金領収書」や「東京薬種貿易商同業組合員名簿」(大正11年～昭和4年まで)があります。その他、昭和期の金銭領収帳簿「判取帳」(薬種問屋ごとに異なる証印)や組合員相互の信用取引で用いた付込帳「設利帳」(薬品名の値段は符丁)などもあり、取引の実態がわかる貴重な資料群となっています。

中央区総括文化財調査指導員 増山一成